

平成 18 年度における職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成 18 年大阪市条例第 16 号)の運用状況について、同条例第 31 条の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 19 年 6 月 22 日

大阪市長 關 淳一

## 1 公益通報制度

### (1)受付件数

875 件(うち顕名による通報 247 件)

### (2)所属別通報件数

件数一覧			
所属	内部通報窓口	外部通報窓口	合計
健康福祉局	99	37	136
総務局	78	11	89
環境事業局	80	7	87
教育委員会事務局	72	15	87
交通局	58	7	65
建設局	34	12	46
市民局	29	9	38
港湾局	21	7	28
都市環境局	20	6	26
ゆとりとみどり振興局	21	2	23
その他の局	83	41	124
区役所	75	25	100
分類できないもの	21	60	81
合計	691	239	930

1 件の通報で複数の所属に係るものがあるため、受付件数 875 件とは一致しない。

### (3)受付状況

#### 件数一覧

区分	内部通報窓口	外部通報窓口	合計
来庁	63	-	63
電話	160	-	160
書面	96	27	123
ファクシミリ	81	84	165
ホームページ・メール	292	72	364
合計	692	183	875

#### (4)処理状況

ア 調査等に基づき、大阪市公正職務審査委員会から是正措置等を勧告したもの(第9条関係) 14件

イ 調査等を実施したが、速やかに改善等が行われ勧告の必要がなかったもの 150件

ウ 調査等を実施したが通報対象事実を確認できなかったもの 134件

エ 調査等の必要性が認められなかったもの 295件 オ平成19年度に継続するもの 282件

イ及びウのうち、委員会の付言として特に意見を述べたものが137件ある。

ア～オのうち、本人に対して結果通知等を行ったものが92件ある。

#### (5)勧告の概要

ア 北港ヨットハーバー内「メルボルンハウス」を目的外使用許可の範囲を超えて使用していた件

港湾局が民間のヨットクラブに対して一戸建て建物の2階部分のみの使用を許可していたところ、許可のない1階部分についても使用していたことが認められたものである。正常な管理状態に回復し、行政財産として適正に活用されるよう改善を勧告した。

その後、メルボルンハウスの管理の適正化等、勧告の趣旨に沿った是正措置が取られたことを確認した。

イ 職員の住居手当の支給について、支給要件の現況の事後確認に努める必要があるとされる件(通報2件)

職員が住居手当を不正受給しているという通報を調査する過程で、住居手当については、支給開始時の要件確認は厳格に行っているものの、受給開始後では、その支給要件に関する変更の有無についての事後チェックが機能していない可能性が認められたものであり、各行政委員会事務局や公営企業関係部局を含めた全市的なチェックシステムの確立、より一

層の適正な事務執行について勧告した。

その後、チェックシステムを策定し、全市的な事後調査が行われたこと、不適正に手当を受給していた職員から戻入をさせる等、勧告の趣旨に沿った是正措置が取られたことを確認した。

ウ 乗合自動車運転手の就業の際に内規である「飲酒対策実施要領」の履行が適正に行われなかった件

交通局のバス運転手は、毎日の就業の際には、アルコールチェックを受けることとなっており、そのチェックで乗務が不適当とされた者の勤怠は要領では事故欠勤とするよう定められているにもかかわらず、年次有給休暇を取得させていたため、規定手続の遵守を勧告した。本件に関して、実際には酒気帯び等の状態での運行はなされなかったが、乗客の生命を預かるという職業倫理上の責務の自覚についての指導を強く要請した。

その後、就業開始時のチェックの徹底、職業倫理の再確認、向上へ向けての取組み等、勧告の趣旨に沿った是正措置が取られたことを確認した。

エ 設計委託業務の発注にあたり、見積り徴収業者に談合の疑義がある件

都市環境局、水道局における設計業務の委託、特に設計ノウハウのないもの等の委託に関し、事前に業者から見積りを徴収するという事例が見受けられる。複数の業者から見積り徴収した場合には、最も低価額の見積りをした業者が、その後の入札で落札者になる事例が多数あり、落札率についても、非常に高い。いわゆる「汗かきルール」と呼ばれる談合の存在が疑われる結果と言わざるを得ず、業務執行にあたっては、適正な競争が確保されるよう業務執行の工夫を勧告した。

オ 駐車場の管理業務委託契約の積算に疑義がある件

大阪市道路公社において、大阪駅前駐車場の管理業務委託契約を発注するにあたって、駐車場の営業時間、営業日等を勘案した必要人員数を詳細に積算せずに、過去実績のみを根拠に決定してきたことが窺われる。また、契約について特名随意契約により締結しているが、特名理由の根拠に乏しい。本来は、監理団体の固有業務であるため本委員会の所掌外ではあるものの、条例第9条を準用し勧告をした。

カ 公務上の交通事故の報告、公務災害の申請が適正に行われなかった件

環境事業局東部環境事業センターのごみ収集車同士が公道上で接触事故を起こしたため、職員に負傷が生じ定期的な通院をしているにもかかわらず、物損事故として処理をされていた。これは、事故処理事務を担当する職員が上司への報告を怠ったためと考えられる。適切に、人身事故としての処理、公務災害の申請を行うことを勧告した。

その後、事故発生時には正確、速やかに報告すること等の事故処理の手続きを定め、各事業所に周知徹底が図られたこと、事故を起こした職員の取扱要領の策定等、勧告の趣旨に沿った是正措置が取られたことを確認した。

キ 不服申立ての取下げについて、書面による手続が法定されているにもかかわらず、書面の提出を求めなかった件

公文書公開に関する不服については、行政不服審査法に基づき申し出ることとされており、法に基づき有効になされた不服申立てを申立者が取下げる場合には、書面によることが法定されている。本件は、公文書館において、申立者から口頭で取下げの意思表示があったとして、文書による意思確認を行わなかったばかりか、口頭による取下げを受理したので、正式に取下げという組織としての意思決定すら行わずに処理を放置していたものである。公文書館の担当職員には、市民の権利回復に関する関係法令に特に精通していることが必要となるため、法令知識の習得等について勧告した。

その後、不服申立てを受付けた場合の職員の対応マニュアルを作成する方針であること、事務処理状況を把握するための帳票を作成したこと、公文書館職員の法令理解のための研修の実施等、勧告の趣旨に沿った是正措置が取られたことを確認した。

ク 業務で使用する帳票の作成手続が適正に行われなかった件

東淀川区役所税務課の窓口において、申請に来庁した市民から申請のために必要な書類以外に区役所独自で作成した帳票(「期限後申告される方へのおたずね」)へ、申請理由の記入、記名押印等を求めていた。業務上必要とされる帳票については、大阪市帳票規程、大阪市事務専決規程等で決裁権者や帳票作成後の取扱いについて詳細に規定しているところであるが、本件については、決裁を経ずに当該帳票を作成し、業務に使用していた。業務に使用するのであれば、必要な事務手続を経て帳票を作成するよう勧告した。

ケ 市営住宅入居者に禁止されている迷惑行為の類型化を明示する必要がある件

大阪市住宅条例第 32 条第 1 項第 4 号の規定により、「市営住宅及びその周辺の環境を乱し、又は他の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為」を入居者の禁止行為とし、違反した場合には、当該住宅の明渡し請求ができること明記されている(条例第 46 条第 1 項)が、大阪市住宅条例施行規則等の下位規程には迷惑行為の類型及び認定方法等が明示されていない。市営住宅における犬猫等の飼育行為については、新規入居の際の「しおり」や、住宅の掲示板等に貼付するポスター等の表現から、条例上の迷惑行為と解釈される可能性がある。市民及び入居者のニーズ、社会情勢等を十分に勘案し、トラブルの未然防止のために、犬猫等の飼育行為についての対応基準、条例が規定する迷惑行為の類型化と認定方法等を定め、適切な住宅管理を行うよう勧告した。

#### コ 老人ホームを目的外使用許可の手続きを行わずに NPO 団体に使用させていた件

老人福祉の増進等を目的としない NPO 団体に、老人ホームの空室部分を宿泊施設として平成 18 年 1 月から 4 月の間使用させていた。老人ホームの空室部分を宿泊施設として使用させることの妥当性自体に疑問がある上、目的外使用許可の手続きを取っておらず、使用料も徴収していないことは著しく適正を欠いているため、適正な使用料を徴収するよう勧告した。さらに、居室の改装工事については、3 階居室スペース等が現状としては使用されていないこと、入所者の利便に供するための改装工事と認定して適切であったかどうか、について検証するよう勧告した。

#### サ 事務の遅延のために、受給可能な介護扶助を受給できなくなったとされる件

生活扶助を受けている被保護者が、西成区役所保健福祉センターにおいて、介護扶助の併給を求める保護の変更を平成 18 年 1 月に申請したにもかかわらず、ケースワーカーの事務手続の遅延により、申請時の基準による介護扶助を受給できなくなった。ケースワーカーによる代筆及び申請準備の代行は、業務の慣例として直ちに不適切とまでは言えないが、本人の申請意思、申請時期を十分確認したうえで行うべきであったので、本来あるべき状態となるよう適切な措置を取るよう勧告した。併せて健康福祉局においてはケースワーカーによる代筆及び申請準備の代行に関係する不正行為の未然防止のためのマニュアルやチェックシステムの整備を行うよう勧告した。

その後、申請意思等を確認し事務処理状況を把握するための帳票を、健康福祉局が調製し、その帳票に基づき、実施機関が事務処理を進めること等、勧告の趣旨に沿った是正措置が取られたことを確認した。

#### シ 長距離自転車通勤の認定の件

水道局において、「通勤のため自転車その他の交通の用具(以下、「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員」に対し、距離に応じて通勤手当の支給がなされている。公共交通機関の利用が合理的であるにもかかわらず、長距離の自転車通勤を認定している事例があるとともに、認定を受けている職員が実際の通勤手段として自家用車を利用していることを認識しながら放置していたとも認められる。通勤実態の把握と許可された自転車の敷地内駐輪に係る許可手続の整備、自転車利用者への手当支給の必要性について研究するよう勧告した。

#### ス 各工営所管内一円道路工事に関する癒着、談合の疑念があるとされる件

建設局所管の各工営所管内一円道路工事においては契約者の如何にかかわらず、実際の施工にあたる業者が固定化している実態が見受けられる。「工営所ごと、管内一円、一会

計年度」の事務手続に必要性は認められるものの、公正な競争の確保のために、施工対象区域の広域化、各工区及び時期の分割、所在地条件の見直しなどの手法を用い、入札参加可能業者を増やすために適切な措置を講じるよう勧告した。

## 2 不当要求行為

報告件数 0 件

## 3 公正職務審査委員会

### (1)開催状況

29 回(計 116 時間)

### (2)審議状況の公表

平成 18 年 6 月 20 日、11 月 1 日に実施

### (3)その他

平成 18 年 12 月 20 日、市長あてに「意見書」を提出

ア 病欠欠勤・病欠休職に関する調査の実施と個別具体的問題のある職員に対する生活指導の件

病欠欠勤・病欠休職を繰り返している職員の療養態度に問題があるとする通報が増加している実態を踏まえ、病欠欠勤・病欠休職中の療養実態把握のために、全市における統一的な指針を作成し適正に管理すること、職員の健康増進に向けて指導、啓発に努めること、個別具体的問題のある職員について生活指導に努めることについて要望を行った。

イ 税金、市営住宅の家賃等の率先納付等に係る指導の件

税金、市営住宅の家賃等については、本市職員が滞納することがないよう、率先して納付等に努めるように十分な指導を行うことについて要望を行った。